

笛吹市都市計画審議会運営規程第11条の規定により次のとおり会議録を作成する。

- 1 開催日時 平成25年2月4日（月） 14:00～15:30
- 2 会場 笛吹市役所春日居支所 2階第大会議室
- 3 出席委員の氏名（敬称略）
 - ◇都市計画審議委員
関本藤一郎、大山勲、若狭美穂子、三枝宣子、荒川利通、丸山正視、河野侯光
若杉成剛、赤岡勝廣
 - ◇事務局
〈建設部まちづくり整備課〉
斉藤部長、薬袋課長、宮川リーダー、大木主査

 - ◇欠席委員 海野利比古、古屋始芳、山下政樹
 - ◇傍聴者 0名
- 4 次第及び議事
 1. 開会
 2. 会長挨拶
 3. 部長挨拶
 4. 議事 意見聴取
(1) 笛吹市景観計画（案）について
 5. その他
 6. 閉会
- 5 配布資料
 1. 次第
 2. 笛吹市景観計画（案）
 3. 笛吹市景観計画概要版（案）
 4. 都市計画審議会資料（景観計画）
- 6 議事録 別紙会議録による

1. 開会
(事務局)

・ただいまより、平成24年度第2回都市計画審議会を開催する。

●会の開催に先だち、互礼。

・本日は、12名の委員のうち9名の委員に出席頂いている。よって、笛吹市都市計画審議会条例第5条第2項に規定されている過半数の出席要件を満たしているので、本会が成立したことを報告させて頂く。

・本日欠席の委員3名については、公務のための欠席であるのでご了承いただきたい。

●本審議会の担当職員の紹介。

2. 会長挨拶（省略）

3. 建設部長挨拶（省略）

●配布資料の確認。

4. 議 事

(事務局 宮川リーダー)

・ 笛吹市都市計画審議会規定第3条第2項の規定により、会長が議長となり議事の進行をさせて頂く。関本会長に議長をお願いしたい。

●関本会長了解

(1) 笛吹市景観計画(案)について(説明:事務局)

●笛吹市景観計画の概要について説明。

(会長)

・ 笛吹市景観計画(案)について、事務局より抜粋して説明してもらった。
・ 委員の皆さんから意見・質問等があればお願いしたい。
・ 資料を事前配布してあるので、内容については一度目を通してきてもらっていると思う。
・ 一点質問したいが、芦川の兜づくりの民家や石垣といったものの保全是、市で既に条例化されているのか。また、何か指定がされているのか。

(事務局)

・ 条例化されたものはまだ無い。
・ 現在、伝統的建造物群保存地区の指定に向けて、教育委員会で調査を行なっている。

(会長)

・ 景観計画においては、芦川地区の重点地区の取り組みも、同時に進めてくのか。

(事務局)

・ 景観計画本体と同時に進める方向で、調整を進めている。
・ 古民家については、建築物の規制となるため、景観の観点からはなかなか手が出せない部分がある。その部分の調整に時間がかかっている。

(委員)

・ 色彩について質問したい。
・ 資料の104ページ等に色彩の指定の内容がある。
・ 先ほどの説明の中でもあったように、地域によって色彩は違うと思う。
・ 兜づくり民家の周辺は無彩色や山のグリーンといった色彩であると思う。桃源郷は春先にはピンク色になったり、柿の産地では秋にオレンジになったり、いろいろな状況があると思う。
・ すべての地域の色彩を一緒にするのは少し違うように感じる。そのあたりは、事務局ではどのように考えているのか。

(事務局)

・ どのような色彩なら問題ないかといった具体的な判断は、景観審議会の中で審議していく形を予定している。

・非常に難しい部分であるので、景観アドバイザーなどの専門家の意見も聞く中で、市としても審査を行なっていく予定である。

(委員)

- ・色彩の問題については、策定委員会の中で少し議論をした。
- ・届出があったときに、その内容が良いか悪いか判断する基準が景観形成基準である。
- ・樹園居住景観形成地域については、「落ち着いた色彩を基調とする」という基準でかなり緩いものとなっている。この景観形成基準は最低限守るものを定めたものである。
- ・現段階では、細かいところまで規制ができない。まずは、最低限悪いものは抑えるというかたちである。地域にあった良い色というものは、今後地域ごとに考えていくということになると思う。
- ・窓口で対応を行なっていく中で、いくつかの事例が発生し、何年かしたらもう少し細かな基準を検討していくという形になるのだと思う。
- ・しばらくは、行政が窓口で「この赤をやめろ」といっても、合法だと居直られたら規制はできない。しかし、それを見て市民の方たちから「おかしいのではないか」という意見が出てきた所で、もう少し具体的な内容を検討していくという形だと思う。

(会長)

- ・まちが発展していくにつれて、建物の高層化や色彩の問題が、一般的な生活の中での景観を阻害するといったことがあると思う。しかし、人間は面白いもので、見慣れてくるとそれが当たり前になってくる。
 - ・色の関係が一番問題になってくるのではないかと思う。
- 今見ている景観を見慣れて当たり前になっているので、景観が悪くなったことが生活に対してあまり障害になっていないように感じる。
- ・なぜ、いま景観計画かというと、現状の風景の状態をなんとか維持していくためである。
 - ・今以上、生活に不快なものが出てくるようであれば、条例等に対応していった方がいいと思う。

(委員)

- ・今会長から話があった様に、人間は悪いもので、経済が良くなった時には経済ばかりが進んでしまう。
- ・釈迦堂遺跡博物館から市内を見た時に、最近桃畑がだめになっているところが極端に多い。
- ・特に国分寺跡の部分だけがはげている。こういったところを、どう維持していくかという問題がある。
- ・「桃・ぶどう日本一の郷」と言っているが、乱開発を続けていけば、おそらく2・3年先には、他のまちに負けてしまう。
- ・農業も6次産業などに取り組み、一生懸命商売につなげていくことはいいと思うが、モモやブドウの木を切り倒し、開発してしまうのはどうかと思う。
- ・開発は一極に集中させて、例えばこの地域は商業地域、といった方向で進めていく必要があると思う。

(会長)

- ・農家が非常に高齢化してしまい、農業をやめる農家も増えている。
- ・雑草の生い茂った遊休農地が増えている。他の市町村と同様に、笛吹市でも問題になっている。

- ・高齢者が土地を売りたいくても買い手がいない。貸そうと思っても借り手が無い状態である。
- ・美しい桃源郷の風景がだんだん無くなっていくことが懸念される。

(委員)

- ・私は農務事務所というところで仕事をしている。
- ・遊休農地の問題、担い手の高齢化・減少という話があった。
- ・景観計画の具現化に向けては、農業の振興という側面からフォローアップしていきたいと考え、この会議に出席している。
- ・モモの花を中心とした農村景観は笛吹市のアイデンティティだと思う。
- ・そのアイデンティティは、一般の山の風景と違って、農家一人ひとりが、営農を通じて景観を保全している。
- ・農務事務所も農業振興・農村振興を通じて、景観計画の推進に向けての支援をしていきたいと考えている。

(会長)

- ・この峡東地域は、桃源郷ということで、特に名を馳せている。
東京の市場の中で、一番人気がある果物はイチゴであり、その次がモモということである。
- ・桃源郷として全国的に認められている地域であるので、できるだけ桃源郷にふさわしい景観が必要ではないかと思う。

(委員)

- ・高いところから見た時に、桃畑が抜けている場所が出てきたといった時に、農業委員会では、これらの制度で支援していくのが役目だと思っている。
- ・農業委員会でも、担い手不足や荒廃農地が大きな課題になっている。
- ・景観というものをいかに農業委員会活動の中に入れていくかということも、これから進めていきたいと思う。

(会長)

- ・農地を守るための農業委員会であるが、今いろいろな問題が出ている。
- ・景観計画の中では、樹園居住景観形成地域、山麓・山間景観形成地域、森林景観形成地域の3つに分けて、その地域の景観を守り、創っていこうということである。

(事務局)

- ・農の景観を守っていくということが大きなウエイトを占めるということに対して、景観計画の中では、景観法の第55条に定められている「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討するということを記述している。
- ・そういったものを具現化する中で、農の景観を維持していくといった方向を、しっかりと考えていきたと思う。
- ・そのためには、農政サイドの部局、農業委員会ともしっかり調整をして、できれば関係部局で小さな部会をつくって、同時に推進していくようにしていきたい。
- ・まずは、行政内部の意思の疎通をしっかりと図っていききたいと思う。
- ・根本がしっかりしていないと、なかなか施策が進められないので、まずは共通認識を持つということに着手していこうと考えている。

(委員)

- ・ 景観計画の限界というものがあると思う。景観計画の中には立地規制は入っていない。営農の部分についても、部局が違う内容であるので、景観施策の中でははっきりとは書きにくい部分があると思う。
- ・ 景観を守るということに対して肝心なことは、景観計画だけではなく、都市計画、農振計画といったものの施策や規制と一緒にやらないと結局効果が出ない。
- ・ そういった景観計画の限界を認識した上で諸施策と組み合わせた運用が必要である。景観計画は法律の範囲の中で悪い景観が出ないようにするということまでである。
- ・ 美しい桃源郷の風景をつくったり、色彩的に美しくいまちにしていったりというのは、次の段階である。
- ・ この次の段階に向けて進めていく部分が非常に大事である。計画については、本日の審議会で問題無いとの結論が出たとして、来年度以降どのように進めていくかということについては、資料の151ページに2年以内、5年以内、7年以内の取り組みの見通しが記述されている。
- ・ ここに盛り込むのがいいかわからないが、農業の話が少し弱いように感じる。
- ・ 庁内の部局で営農に関する調整を進めていくといったことは、すぐに着手すべき内容だと思う。
- ・ 景観農業振興地域整備計画については、説明の中で、重点的に考えていくという説明であった。しかし、その言葉がこの中に入っていない。
- ・ 書ける範囲の中で、少し検討してはどうかと感じた。

(委員)

- ・ 関連して意見を述べたいと思う。
- ・ 景観計画はガイドラインであって、何を換えられるというものではないと思う。
- ・ 151ページの表の中で、「市独自の「屋外広告物条例」の検討」が成熟期に書いてある。
- ・ 石和温泉郷を抱える笛吹市において、観光産業は非常に大きなウエイトを占めている。観光関連の屋外広告物が地域の景観を良くしたり悪くしたりしているといったことがある。
- ・ 県では、違反や無届けの屋外広告物について、集中的な指導を進めている。旧石和町管内は違反や無届けの屋外広告物が非常に多く、千数百件設置されているという状況である。
- ・ 現在は屋外広告物に関する行政を県が行っているが、市でも行うことができる。
- ・ 市独自の屋外広告物条例の検討が少し先になっているので、もう少し積極的な取り組みをお願いしたい。
- ・ 全国的にも屋外広告物に取り組み、景観が良くなったという自治体はいくつかある。
- ・ 地域のブランドが高まるといったことがあるので、もう少し積極的な位置づけにするべきではないかと思う。
- ・ これだけの素晴らしい景観計画をつくり、すばらしい理念の基でスタートすることになる。
- ・ 先ほどから意見の出ている農地の問題についても、後継者の問題といったことはあるが、土地利用の問題としては農地を保存するために規制をするという考え方もある。これも、市の都市計画でコントロールできる面があると思う。
- ・ 簡単にできる話ではないので時間がかかると思うが、景観計画がスタートし、条例も制定されるといった取り組みが進む中で、よりすばらしい笛吹市型の景観保全が確立されることを望んでいる。

(事務局)

- ・屋外広告物条例は、市でも非常に大きな課題となっている。
- ・計画では少し先の内容となっているが、少しでも前倒しできるよう調整をしていきたいと思う。

(委員)

- ・151ページの内容は、その時期までに着手するというものである。
- ・サイン計画は既に着手しており、既に屋外広告物の内容まで睨みながら作業を進めていると思う。
- ・ここに書いてあるから後で非難されるということは無いと思う。もっと前倒しで記載してもいいのではないか。
- ・屋外広告物条例の検討にあたっては、現状の把握から始めなければならない。また行政主導で強い規制をかけても、商売をされている方の合意がないとうまくいかない。3年～5年かけてじっくり進めてく必要がある。しかし、7年後に着手だと、まとまるのは10年後になってしまう。
- ・私は策定委員会に参画していたので、自分自身の間違いを指摘しているような状況だがよろしくお願したい。

(委員)

- ・景気がいい時には、看板をつくるのに目立つ色でわかりやすいということが第一であった。
- ・景気が下向いてきて、その当時に設置した看板の手当が出来ず、そのままになっている。
- ・景気がいいときには、すぐに建物を建てるという話になるが、景観といったものが重視され昔のものを大事にするという話になれば、乱開発はできないと思う。
- ・景観計画ができたときに、そういった開発に反対できるかどうかということは難しい問題である。

(委員)

- ・これまでも景観に関する計画はあったが、実効性が弱く、緩い規制であった。
- ・春日居でも50mくらいの高さのあるマンションが建っている。
- ・事前に市としての考えを用意していない状況で、経済状態が良くなると投機マネーが入ってきて、色々なものが建てられる。
- ・今は経済状態が悪いが、このままずっと悪いということは無いと思う。
- ・この時期にしっかりと市の考え方をまとめていく必要があると思う。
- ・庁内でも検討しているという話だったが、これまでは都市計画といった縦割りの取り組みであったと思う。しかし、これからは縦割りではうまく実行できない。横の繋がりが非常に重要である。
- ・これから、庁内で検討していく上で、リニアが開通した時に乱開発がおこらないようにするということと同時に、活性化のチャンスに変えるということを目指して議論してもらいたいと思う。
- ・チャンスというのは、これまでは高速道路ができたなら工業団地を誘致するといった開発系の内容であったが、これからの時代はそうではない。
- ・リニアの駅は、東京、山梨、名古屋、大阪などである。この中で山梨は数少ない田舎の駅である。
- ・外国人も含めて東京から15分、関西から45分程度で、環境のいい山国、桃源郷にやって来られるということは、非常に大きなチャンスになる。

- ・何も手立てをしなければ、乱開発されて荒らされ、そのままになってしまう。
- ・今ある古き良きもの、地域の宝を活かしていくという方向性は間違いない。
- ・営農の問題に関して言えば、規制をして農業をずっと続けろと言っても無理である。
- ・いかにして農業を続けられる環境をつくるかという話になるが、これはなかなか難しい。直接補助金を出せばいいといった簡単な問題では無い。
- ・結局は小さな地域同志で、将来に向けて考えるという機運を高めることが非常に重要である。
- ・先ほど他の委員より、営農に関して動きがあるという話があった。これはいいチャンスであるので、ここは守っていく、ここは開発してもいいといったことを地域で考えてもらい、景観農業振興地域整備計画をつくって、支援のかたちをつくっていく必要がある。
- ・行政施策というよりも、まちづくりだと思ふ。住民の人たちをいかにしてその気にさせるかというプログラムが必要である。
- ・平成22年に市民懇談会を立ち上げたが、その後終わってから動きが無い。そういった方たちの動きを活性化し、活動を継続するような仕組みを考えてもらいたい。
- ・景観計画の中にもまち歩きイベントの開催やフットパスプロジェクトの促進といった内容が入っている。
- ・景観形成重点地区について、芦川地区は特に重要なので計画書の中に沢山の内容が書いてある。
- ・石和の中心部や温泉街、桃源郷の中の集落といった場所も重要である。
- ・151ページの表の中の概ね5年以内に着手する内容の中に、「その他の「景観形成推進ゾーン」の取り組み」が入っている。すぐに本格的にはじめなくてもいいが、5年後からということではなく、今から考えておくような動きを始めてはどうかと思う。
- ・芦川地区についてはかなり準備ができていますので進むと思う。
- ・計画書を修正しろということではなくて、検討をお願いしたい。

(事務局)

- ・庁内の横の繋がりを強化して、認識を深めていきたいと思う。

(委員)

- ・景観形成基準の中に、鉄塔等の高さは30m以下という基準がある。しかし、「市長が公益上必要と認め、かつ景観審議会等の意見を聞いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない」という但し書きがあるので、結果的には30m以上のものも認められることになる。
- ・高い建物がたくさん建ってしまうと、元の地域の風景が失われてしまう。
- ・「認める」という部分について、歯止めのようなものが必要ではないか。

(事務局)

- ・高さの特例に関しては、「公益上必要」という文言を入れている。
- ・審議会が認めればよいということではなく、それ以前に公益上必要ということが条件である。
- ・携帯電話のアンテナが公益上必要なものにあたるかどうかは、微妙な部分がある。
- ・電力会社の鉄塔については、電線のたわみの関係から河川を横断する場合などどうしても30m以上の高さになってしまうことがあるようである。そういったものに関しては他法令、技術基準との整合性もあるため許容できるようにしている。公益上必要なものについてはという但し書きを入れているので理解をお願いしたい。

(委員)

- ・高さ規制については策定委員会の中でも議論があった。
- ・建物の高さ規制は樹園居住景観形成地域で20m以下とかなり厳しい数字になっている。
- ・鉄塔類については、あまり厳しい規制値にすると、鉄塔の数が増えてしまう。
- ・問題は公益性をどう判断するかということになるが、どこに建つと影響が大きいかということとは今回の景観計画の中ではまだ検討されていない。これから検討していかなければいけないと思う。
- ・南アルプスが前面に広がるような良い眺望点があって、その目の前に鉄塔が建ってしまったら台無しである。どこに建ったら影響があるのかという、視点場と対象物の関係を検討する必要がある。
- ・庁内や市民の意見を聞き、ここからの景観を守るという取り組みがないと、どこなら建てていいか一律に判断できない。
- ・山の眺望、道路や川の見通し線状といった視界が開ける場所については、見たいものを妨げるものがあるということはいまよくない。
- ・しかし、この考えを規制のかたちにすると、大変ややこしいことになってしまう。どの場所は高さ何m以下ということ、非常に細かく規定していかなければならない。現実にやるのはなかなか難しい。
- ・だからやらないということではなく、この景色を守るという地域の合意ができてくるといいと思う。

(会長)

- ・いろいろ意見が出ている。
- ・いまから計画をどうするという事は難しいと思う。しかし、今出された意見を景観計画に追加することはできると思う。
- ・新しい景観をいかにつくっていくかということも必要ではないかと思う。
- ・景観計画の中に、これだけは入れておきたいといったことがあれば意見をお願いしたい。
- ・まだ計画が決定したものではないので、入れてもらえるのではないかと思う。

(委員)

- ・これまでの意見をまとめると、屋外広告物条例の検討を少し前倒ししてもらいたいということ、書ける範囲で農業関係の内容について関係部局と調整するといった内容をいれてはどうかということである。

(事務局)

- ・その2点については都市計画審議会からの意見として受け、今後の取り組みの中でも推進していきたいと思う。

(委員)

- ・屋外広告物については県の条例があり、設置できる屋外広告物の面積などは決まっている。また、ある程度の大きさ以上の屋外広告物には管理者を設けなければならないといったことが決まっている。さらに、更新の申請も行わなければならないことが決まっている。
- ・先ほどから話しが出ている屋外広告物の規制の話は、県の条例の他に、笛吹市独自で新たに規制をかけていくということか。

(事務局)

- ・現時点では、屋外広告物に関する事務移譲までを考えている。
- ・それ以上のことは、現時点では考えていない。

(委員)

- ・現在は県の条例がかかっているが、笛吹市の景観を考えた時に現在の基準で十分かどうかと考えると、十分ではないと思う。場合によってはもっと厳しくする必要がある。
- ・市の条例ができれば、今度は市の条例で規制を行うことになる。県の条例からは外れる。
- ・今の状況としては、県の条例の水準のままで、市で事務を行うということである。
- ・市独自の屋外広告物条例の検討という内容は、県の条例の内容をそのままシフトするという意味でない。

(事務局)

- ・計画との整合を図りながら、市独自の色を出していけるようにしていきたいと思う。

(委員)

- ・景観条例についても、山梨県景観条例というものがある。
- ・それぞれの地域で個性あるまちづくりをする必要があるということで、笛吹市では景観をテーマとして進めていくにあたり、景観行政団体となり景観計画に取り組み、景観条例の検討をしている。
- ・屋外広告物についても地域にあったものにするという考え方があると思う。
- ・地域の個性を活かすために、山梨県という括りで皆同じ事やっていたのでは個性が出ない。笛吹市のいい所を活かしたまちづくりを進める必要がある。
- ・リニアは残念ながら見えないが、リニアで来た人がどこに行くかということ、個性があって素敵な場所に行くわけである。
- ・そういう場所を地元の責任でつくっていくという流れがあるので、景観についても市独自で考え、それに伴う屋外広告物や開発といったことも市で進めていくということをお願いしたい。地域を一番活かす方法を考えられるのは、地域の方である。
- ・そういう流れのなかで、この景観計画も出来ている。
- ・屋外広告物について、今より規制を厳しくしろということではなくて、自分たちで地域にあったやり方を考えるというのが一番いいのではないかということである。
- ・すばらしい景観計画をつくるのであれば、屋外広告物などについても積極的に取り組んではどうかと思う。

(事務局)

- ・現在サイン計画の検討が進んでおり、本日出席の委員の方の大部分が策定委員会に入っていると思う。
- ・サイン計画をつくる上では、景観計画との整合を図る必要がある。
- ・まずはサイン計画をつくらないと、個人の屋外広告物の規制はできない。そのため、まず市のサイン計画を、しっかり作り、その後、出来れば県から権限移譲を受けて、屋外広告物にも取り組んでいきたいと考えている。
- ・来年度は景観計画とサイン計画の双方で整合を図りながら、何か動き出せるように進めていきたいと考えている。
- ・都市計画審議委員の皆さんにもご協力を賜ることもあるかと思うが、よろしく願いしたい。

(委員)

- ・今回のサイン計画の策定は期間が非常に短い。
- ・全体的に着手を早めにして、時間をかけて取り組むイメージとしてもらいたい。
- ・屋外広告物条例の検討は1年ではとても無理である。現状の把握に1年、あるいは2年かかるかもしれない。その後、屋外広告物の業者や設置している事業者の方たちと、「これはいいのか悪いのか」ということを議論するのに1年かかる。その後、やっと屋外広告物条例の検討に入れる。したがって、条例の検討の前に3年位かかる。
- ・屋外広告物の規制の内容を今の県の条例から変えるということになると、景観形成推進ゾーンをどこにするのか、景観重要道路をどこにするのかといったことと関連してくる。
- ・これが終わったらこれという風にやっていくと、ずっと先になってしまう。
- ・同時並行で進めていく必要があると思う。

(会長)

- ・本日の都市計画審議委員からの意見や、3月末にサイン計画が完成するので屋外広告物の問題などについて、景観計画の中に反映できるようにであれば検討をお願いしたい。

(事務局)

- ・どの程度の内容まで参画できるかわからないが、景観計画との整合性を図りながら進めていきたいと思うのでご理解をお願いしたい。

(会長)

- ・慎重に審議していただき、意見を出してもらった。
- ・都市計画審議会としては、屋外広告物の問題等の委員から出された意見について事務局で検討してもらい、審議会からの付帯意見を付して答申したいと思う。

●各委員了承

(会長)

- ・皆さんの意見は頭の中に入っているので、その中で検討し、市長に答申したいと思う。
- ・もし計画の内容について気づいた点があるようであれば、なるべく早く私が事務局に連絡してもらいたい。
- ・以上で景観計画に対する意見聴取については終了したいと思う。

5. その他

(会長)

- ・その他について、事務局から何かあればお願いしたい。

(事務局)

- ・事務局からは特に無い。

(会長)

- ・以上で本日の議事はすべて終了した。
- ・長時間に渡るご協力感謝申し上げます。

6. 閉会

(事務局)

- ・ 慎重な審議を頂き、感謝申し上げます。
- ・ 本日の審議会の意見については、会長と事務局と相談の上、市長に答申したいと思うので了解をお願いしたい。
- ・ 長時間の審議、感謝申し上げます。

●互礼を交わし、会を終了。

(以上)